

「逗子市市民参加条例の改正（案）及び同条例施行規則の改正（案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

◆意見募集の期間 平成26年8月8日（金）～9月8日（月）

◆意見の数 4件（2名より持参にて提出）

◆意見内容の概要

区分	件数
条例の改正案に対する総合的な意見について	2件
市民参加の対象事項について	2件

◆市の対応の概要

採否の対応区分 記号	対応区分	件数
○	採用し案に反映させます	2件
□	案に反映済みですが、一部修正します	0件
■	案に反映させることはできませんが、参考とします	0件
▲	意見として採用できません	0件
◇	参考意見として、承ります	2件
合計		4件

◆意見の概要と市の対応

整理 番号	意見の概要	採否	採否の理由
1	多くの市民が参加できる様な条例の改正を行っていただきたいと思います。	◇	条例の改正案に対する総合的な意見であり、参考意見として承ります。
2	市議会議員や市の職員にも制度の内容を十分に周知して、市民参加や市民との協働で施策を推進していくという意識を根付かせてほしいと思います。	◇	参考意見として承り、条例施行後に、制度に関する周知に努めます。
3	第7条（4）について、改正後の内容では、市民参加の対象が建築工事のみとなってしまう、例えば、公園の整備などが対象にならなくなってしまうのではないのでしょうか。	○	ご意見をいただいたように、市民参加の対象については、公園整備等も対象となるように修正します。
4	「大規模修繕及び用途変更を含む」と記載されていますが、これは建築確認の変更が必要なものという意味でよろしいでしょうか。そうであれば、「建築確認の変更を要するもの」とした方が良いと思います。	○	条例の改正案では、ご意見にあるように、建築確認の変更が必要なものを想定しています。表現の方法については、ご意見を参考に修正します。